



社団法人東京都不動産関連業協会FAXニュース

発行人／堤 智 編集／組織広報部 東京都千代田区平河町1-8-13
TEL:03-3222-3808 FAX:03-3222-3640 http://www.tokyo-fudousan.or.jp

NO.221 H23.3.25

◆平成22年度定時(平成23年度予算)総会のご報告

会員の皆様におかれましては日頃より協会運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。昨日開催されました平成22年度定時(平成23年度予算)総会におきまして、すべての議案が議案書どおり承認されました。

承認いただきました事業計画・予算に則り、一般社団法人への移行手続きを進めるとともに、会員業務支援事業の充実を図ってまいりたい所存です。その一環として、まずは「不動産相談室」と「TRA共済事業」の概要について下記のとおりご報告させていただきます。 会長 堤 智

◆ご好評につき平成23年4月より「不動産相談室」を拡充します

宅建業法に関する相談(重要事項説明、手付金、媒介報酬等)

現行：毎週月・火・金曜日 ⇒ 平成23年4月以降：毎週月・水・金曜日
(祝日、年末年始、お盆、GW期間中を除く) 午後1時から午後4時

相談対応は電話にて行います。電話による回答が難しい場合等は来所いただくことがあります。

法律に関する相談(契約解除、相続、瑕疵担保責任、敷金精算等)

現行：毎週木曜日 ⇒ 平成23年4月以降：毎週火・木曜日
(祝日、年末年始、お盆、GW期間中を除く) 午後1時から午後4時

法律相談は面談とさせていただきます。予め電話にて予約を入れたうえで来所ください。

相談料：会員は無料です。

※東日本大震災の影響を考慮し、3月22日(火)～3月31日(木)までの間、不動産相談室の業務を中止しております。何卒御了承ください。なお、4月以降の法律相談の電話予約は上記期間中も受け付けております。

電話番号 03(5909)1371(相談室専用電話)

平成23年4月「不動産相談室」日程は下記のとおりです。

日	月	火	水	木	金	土
					1 宅建	2
3	4 宅建	5 法律	6 宅建	7 法律	8 宅建	9
10	11 宅建	12 法律	13 宅建	14 法律	15 宅建	16
17	18 宅建	19 法律	20 宅建	21 法律	22 宅建	23
24	25 宅建	26 法律	27 宅建	28 法律	29 休	30



◆「TRA共済事業」概要

TRAの正会員は平成23年4月より下記の保障が受けられます。

(給付内容)

(1) 18歳～75歳の会員に対する生命共済保障

会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害(法定伝染病を含む)で死亡のとき

100万円

会員が高度障害になったとき 100万円

(2) 76歳以上の会員に対する生命共済保障

会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害(法定伝染病を含む)で死亡のとき

10万円

(3) 会員が病気で2週間以上入院したとき、年度内に1回限り 5万円

(4) 会員の事務所、又は、現に自ら居住している住宅が、火災による損害を受けたとき 5万円

(5) 会員の配偶者が死亡したとき 5万円

共済保障問合せ先：TEL 03 (3222) 3808